平成３０年（フ）第６４号
川崎市多摩区生田８丁目６番16号　アイル生田　203
債務者　織田さやか
1　決定年月日時　平成30年３月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　伊藤　　論
4　破産債権の届出期間　平成30年４月２日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月16日午後１時30分
6　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成３０年（フ）第４８号
栃木県宇都宮市陽南３丁目７番21号
債務者　磯田　洋志
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅山　哲也
4　破産債権の届出期間　平成30年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第４９号
栃木県宇都宮市陽南３丁目７番21号
債務者　磯田ゆたか
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅山　哲也
4　破産債権の届出期間　平成30年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第５０号
栃木県宇都宮市東横田町30番地３
債務者　磯田　武志
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　梅山　哲也
4　破産債権の届出期間　平成30年３月29日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成30年５月18日午前10時
6　免責意見申述期間　平成30年５月17日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成３０年（フ）第１０号
北海道小樽市若竹町23番17号、前住所札幌市中央区大通西15丁目２番地２
債務者　眞田　聡美（旧姓山形）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１５号
北海道小樽市富岡１丁目28番２号、前住所北海道小樽市相生町７番13号
債務者　岡田　明久
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第１９号
北海道小樽市最上２丁目４番７号、前住所札幌市中央区南19条西10丁目１番15―903号
債務者　宮地　秀子（旧姓早川）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成３０年（フ）第２２号
北海道苫小牧市北栄町４丁目18番23号
債務者　栃原　里美（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成３０年（フ）第７２号
仙台市太白区長嶺６番12号　クレストエイト203
債務者　榎本　美幸
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第８４号
仙台市太白区日本平45番31号
債務者　新妻まゆみ
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成３０年（フ）第７号
福島市八木田字中島105番地の５
債務者　宮崎　和恵
1　決定年月日時　平成30年２月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
福島地方裁判所

平成３０年（フ）第２３号
茨城県つくば市観音台１丁目37番地１　エルクレールＤ棟203号、前住所栃木県佐野市奈良渕町333番地21
債務者　鈴木　由美
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成３０年（フ）第３０号
茨城県つくば市二の宮２丁目３番地10　センチュリー時計台Ⅰ―103号
債務者　北沢　　稔
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２９年（フ）第８２号
茨城県神栖市平泉2471番地　サンハイツ神栖６―２
債務者　高須　　仁
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成３０年（フ）第２６号
茨城県古河市上辺見1235番地20　グローベルＦ―108
債務者　千葉　章子
1　決定年月日時　平成30年２月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２９年（フ）第４６８号
新潟市中央区旭町通２番町5239番地
債務者　久保田久平
1　決定年月日時　平成30年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月１日まで
新潟地方裁判所民事部